

次世代住宅ポイント対象住宅証明書発行業務開始のご案内

2019年10月の消費税率引上げに備えた次世代住宅ポイント制度の対象となる一定の性能を有する住宅であることを証明する「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」の発行業務開始についてご案内いたします。

1. 業務開始：2019年4月1日
2. 業務区域：日本全域
3. 業務範囲：新築住宅
4. 業務内容：申請図書等に基づき、対象住宅が下表の判定基準を有しているかを確認し、「次世代住宅ポイント対象住宅証明書」を交付します。

番号	基準
1	断熱等性能等級4
2	一次エネルギー消費量等級4以上
3	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上
4	免震建築物 ^{※1}
5	高齢者等配慮対策等級3以上 ^{※2}
6	劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上 ^{※3} の住宅（共同住宅・長屋については、一定の更新対策 ^{※4} が必要）
(注) 1から6までの技術基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅性能表示制度の性能等級などと同じ。 ※1 免震建築物は、評価方法基準1-3に適合しているものを対象。 ※2 9-1 高齢者配慮対策等級（専用部分）及び9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）の等級3 ※3 4-1 維持管理対策等級（専用配管）及び4-2 維持管理対策等級（共用配管）の等級2 ※4 一定の更新対策とは、躯体天井高の確保（2.5m以上）および間取り変更の障害となる壁または柱がないこと。	

5. 審査料金（税別）

適用範囲等			料金
戸建住宅	基準1、5、6		24,000円
	基準2、3、4		43,000円
共同住宅	基準1、5、6	300㎡未満	20,000円＋戸数×3,500円
	基準1、5、6	300㎡超～1000㎡以下	35,000円＋戸数×3,000円
	基準2、3、4	300㎡未満	50,000円＋戸数×4,000円
	基準2、3、4	300㎡超～1000㎡以下	85,000円＋戸数×3,500円

6. 申請方法：ハウスジーメンポータルサイトの「各種証明書」から申請ください。
<https://www.house-gmen.net/portal/>（2019年4月1日より受付開始）

7. お問い合わせ：株式会社ハウスジーメン 審査部 審査室 [TEL:03-5408-8496](tel:03-5408-8496)